

10 特別職の報酬などの状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額など	
給料	市長	466,500円	※行田市長の給与の特例に関する条例により、100の50に相当する額を減額しています。
	副市長	780,000円	
報酬	議長	482,000円	
	副議長	429,000円 407,000円	
期末手当	市長	(令和2年度支給割合) 4.25月分	
	副市長	4.25月分	
	議長	(令和2年度支給割合) 4.05月分	
退職手当	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×40/100 (支給時期) 任期ごと	
	副市長	給料月額×在職月数×30/100 任期ごと	
	議長	給料月額×在職月数×30/100 任期ごと	

11 人口1万人当たりの職員数(令和3年4月1日現在)

区分	職員数	県内市平均
行田市	67.7人	77.6人

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は50.7人、最も多い市は116.6人となり、行田市は最少市から数え24番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数
	令和2年	令和3年	
一般行政部門	344人	346人	2人
特別行政部門(教育・消防)	160人	156人	△4人
普通会計	504人	502人	△2人
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	42人	41人	△1人
合計	546人	543人	△3人

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和2年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
令和2年度	79,910人	千円 34,560,410	千円 1,485,013	千円 4,790,185	13.9%

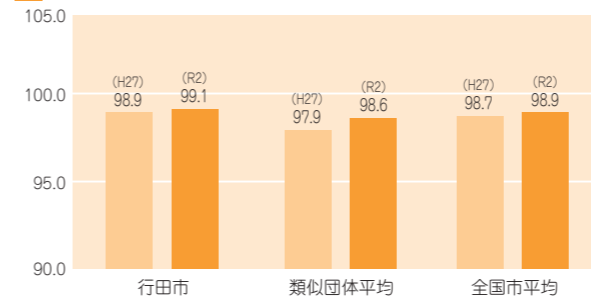
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

2 職員給与費の状況

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤労手当	計B	
令和3年度	(491人) 526人	千円 1,990,930	千円 465,801	千円 893,606	千円 3,350,337	千円 6,369

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に係るものは含みません。また、職員手当には退職手当を含みません。なお、()は再任用職員および会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	40.9歳	317,164円	382,958円
埼玉県	42.3歳	323,193円	416,705円
国	43.2歳	327,564円	408,868円
類似団体	41.8歳	313,887円	384,720円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	56.5歳	355,433円	385,371円
埼玉県	55.9歳	346,502円	402,282円
国	50.9歳	287,283円	328,862円
類似団体	51.7歳	305,035円	334,887円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。
※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

5 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	188,700円	188,700円	182,200円
行政職 高校卒	154,900円	154,900円	150,600円

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年
一般 大学卒	275,821円	346,200円
行政職 高校卒	—	325,500円

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。

7 行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	主幹	課長副参事	次長	部長参事	
職員数	34人	126人	143人	83人	79人	50人	16人	10人	541人
構成比	6.3%	23.3%	26.5%	15.3%	14.6%	9.2%	3.0%	1.8%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、労務職員を含みません。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤労手当

行田市	国
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤労手当 1.90月分 (0.9月分)	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45月分) 勤労手当 1.90月分 (0.9月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

9 退職手当(令和3年4月1日現在)

行田市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3~45%加算)

※国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

令和4年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象になるもの

事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象になるものの例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けているものなど(詳しくは市ホームページを参照してください)

※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

▶申告書受付期間

令和4年1月4日(火)~ 31日(月)

▶その他

令和3年度分の申告をしている方には、12月に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ

同課資産税担当(内線233・234)

